

ポスターボード貸出規定

公益社団法人有機合成化学協会関西支部

平成25年11月20日 制定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人有機合成化学協会関西支部が所有するポスターボード(付属備品を含む)の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、学校、官公庁、団体、企業等とする。ただし、企業への貸出は、その使用が、営利目的でないものに限る。

(貸出枚数)

第3条 貸出は、1回につき所有上限の60枚までとする。ただし、損傷、紛失などにより不足が出た場合は、それを除いた数量を貸出すものとする。

(借受けの手続き)

第4条 ポスターボードを借受けようとするものは、有機合成化学協会関西支部事務局に空き状況を確認の上、利用申込書(所定の様式)を提出しなければならない。利用申込書は、「有機合成化学協会関西支部事務局」とポスターボードを保管する「日本通運株式会社京都航空支店」の2か所に届出るものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出は、運搬や搬入出を含めて原則7日以内とする。ただし、有機合成化学協会関西支部長が特別の事情を認めるときは、期間を延長することができる。

(貸出料)

第6条 貸出の際には、貸出料金を徴収する。貸出料金は別途定める。

(貸出条件)

第7条 貸出は、次の各号の条件を満たすものに対してのみ行う。

- (1) 運搬・搬入出・保管に関する諸経費は、全額、借受人が負担する。
- (2) ポスターボードは、いかなる理由があっても転貸してはならない。
- (3) 借受人は、借受けの期間中であっても、所有者が返還を求めた時は、直ちにこれに従わなければならない。

(利用の制限)

第8条 有機合成化学協会関西支部は、次の各号に該当する場合は、貸出を行わないものとする。

- (1) 有機合成化学協会関西支部の事業に支障があるとき。
- (2) 同期間中に、別の貸出の予定があるとき。原則、分割の貸出も行わない。
- (3) 破損・紛失の恐れがあるとき。
- (4) 有機合成化学協会関西支部長が、適切でないと判断したとき。

(借受人の責任)

第9条 借受人は、利用上の事故について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 貸出期間中の保管は、借受人の責任において行わなければならない。
- 3 ポスターボードを紛失、破損した場合は、借受人は直ちにその事由を有機合成化学協会関西支部に報告し、原則、借受人の費用をもって修理・弁済を行うものとする。

(その他)

第10条 この規定にない貸出運営に必要な事項は、有機合成化学協会関西支部長の判断により行う。

附則

- 1. この規定は、有機合成化学協会関西支部の幹事会の決議により定める。
- 2. この規定の改廃が必要な場合は、有機合成化学協会関西支部の幹事会で審議する。
- 3. この規定は、平成25年11月20日より施行する。

ポスターボード貸出料金表

	1～20枚	21～40枚	41～60枚
2泊3日以内	20,000円	30,000円	40,000円
貸出日数が3日を超える場合の追加料金	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円